長野県ボッチャ競技用具一式貸出し及び使用規程

（趣旨）

　第１条　この規定は、長野県が管理するボッチャ競技用具一式（以下、「用具」という。）を、長野県におけるボッチャ普及のために貸出し及び使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（借受申請）

　第２条　用具を借り受けようとする場合は、「ボッチャ競技用具一式借受申請書」（様式第１号）を、用具を管理する保健福祉事務所長又は教育事務所長（以下、「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸出しの承認）

　第３条　管理者は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、次に掲げる各号のいずれにも該当しないことを条件として用具の貸出しを承認する。

　　（１）用具を正しい用途で使用しないおそれがあるとき。

　　（２）法令及び公序良俗に反すると認められるとき、又は反するおそれがあるとき。

　　（３）特定の個人、団体、企業、政党又は宗教団体等に対する貸出しが、ボッチャ普及の目的を超えた特段の支援又は利益供与として誤解を受けるおそれがあるとき。

　　（４）用具を使用して特定の個人、団体等が営利活動を行うおそれがあるとき。

　　（５）その他、管理者が貸出しを不適当として認めるとき。

　２　管理者は、用具の貸出しを承認するときは、「ボッチャ競技用具一式貸出承認書」（様式第２号）を借受申請者に交付するものとする。

　３　借受申請が重複した場合は、原則として先着順で貸出しを承認するものとする。

　４　借受けの申請は、原則として借り受けようとする日の３日前（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第５号）第１条に規定する県の休日（以下、「休日」という）を含まないものとする。）までに行うものとする。ただし、第１項各号の規定に該当しないことが明白であり、かつ他の申請による貸出しに支障がないときは、この限りではない。

　５　管理者は、本規程に反しない限りにおいて貸出しにあたって要件を付すことができる。

（貸出し及び返却の方法等）

　第４条　貸出しの承認を受けた者は、原則として承認を受けた管理者の所在地に出向いて用具を借り受けるものとする。

　２　貸出しの期間は、原則として貸出日の翌日から起算して７日以内とする。

　３　貸出しは無料とする。

　４　用具を借り受けた者（以下、「借受人」という。）は、管理者の指定する返却場所において、職員の確認を受けた上で用具を返却するものとする。

　５　借受人は、用具の返却時に、利用人数（延べ数）、実施状況を報告するものとする。

６　用具の貸出し及び返却時間は、平日の午前９時から午後５時までの間とする。

　７　用具の貸出し及び返却に係る費用は、借受人が負担する。

（遵守事項）

　第５条　借受人は、次の各号を遵守しなければならない。

　 （１）承認を受けた範囲で本来の用途に従って用具を使用しなければならない。

　 （２）自己または他者の営利のために用具を用いてはならない。

　 （３）用具を第三者に転貸してはならない。

　 （４）貸出し中の用具が汚損又は紛失したときは、「ボッチャ用具一式汚損（紛失）届」（様式第３号）においてその旨を報告し、管理者が事情説明を求めた場合はこれに応じなければならない。

　 （５）貸出し中の用具が汚損又は紛失し、管理者が原状回復を求めたときは、借受人の責任と負担において必要な措置をとらなければならない。

（承認内容の変更）

　第６条　借受申請の内容に変更が生じるときは、貸出承認を受けた者は速やかにその旨を申し出なければならない。

（承認の取消し）

　第７条　管理者は、借受人がこの規程に違反したときは、貸出しの承認を取り消すことができる。この場合において、長野県は、承認を取り消したことによって生じた損害に対して一切の責任を負わない。

　２　前項の承認の取消しは「ボッチャ用具一式貸出承認取消通知書」（様式第４号）により行う。

　３　貸出しの承認を取り消された者は、前項の通知があった日以降、速やかに用具を返却しなければならない。

（免責事項）

　第８条　長野県は、用具の使用により生じた損害について一切の責任を負わない。

附　則

（施行期日）

この規程は令和元年12月26日から施行する。

（様式第１号）

ボッチャ競技用具一式借受申請書

令和　年　月　日

長野県〇〇保健福祉事務所長　　様

長野県〇〇教育事務所長　　　　様

　申請者

所在地

団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　㊞

連絡先

　下記のとおりボッチャ競技用具一式を借り受けたいので、長野県ボッチャ競技用具一式貸出し及び使用規程第２条により申請します。

　なお、借受け及び使用にあたっては同規程を遵守します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　　容 |
| 借受年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 返却年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 使用目的 |  |
| 使用予定年月日 | （※予定日が特定できない場合は省略可。）  令和　　年　　月　　日 |
| イベント名称 | （※特定のイベントで使用するときは記入すること。） |
| イベント趣旨・目的 | （※特定のイベントで使用するときは記入すること。） |

※記載不要

|  |
| --- |
| 貸出し番号　第　　　号 |

（様式第２号）

ボッチャ競技用具一式貸出承認書

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

長野県〇〇保健福祉事務所長

長野県〇〇教育事務所長

　下記のとおりボッチャ競技用具一式の貸出しを承認します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　　容 |
| 貸出年月日 | 令和　　年　　月　　日　【貸出し番号　第　　号】 |
| 返却年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 返却場所 | 長野県〇〇事務所　〇〇課 |
| 貸出要件 | ・借受申請の記載内容に基づく貸出しを承認します。  ・申請内容に変更が生じる場合は、速やかに報告してください。  ・用具を紛失・破損したときはその旨報告してください。  ・返却時に用具の利用人数、実施の状況を聞き取りますので教えてください。  ・「長野県ボッチャ競技用具一式貸出し及び使用規程」を遵守してください。  ・「長野県ボッチャ競技用具一式貸出し及び使用規程」及び貸出要件に違反した場合、貸出しの承認を取り消し、または以降の貸出しをお断りすることがあります。 |

（様式第３号）

ボッチャ競技用具一式汚損（紛失）届

令和　年　月　日

長野県〇〇保健福祉事務所長　　様

長野県〇〇教育事務所長　　　　様

　申請者

所在地

団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　㊞

連絡先

　ボッチャ競技用具一式を汚損（紛失）してしまったので届け出ます。

　汚損（紛失）の概要、経緯は下記のとおりです。

記

　１　汚損（紛失）の状態

　２　汚損（紛失）した経緯

（様式第４号）

ボッチャ競技用具一式貸出承認取消通知書

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

長野県〇〇保健福祉事務所長

長野県〇〇教育事務所長

　令和　　年　　月　　日付けで貸出承認した内容について、下記のとおり承認を取消します。

　速やかに貸出した用具を返却してください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　　容 |
| 貸出年月日 | 令和　　年　　月　　日　【貸出し番号　第　　号】 |
| 返却年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 返却場所 | 長野県〇〇事務所　〇〇課 |
| 使用目的 |  |
| 使用予定年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| イベント名称 |  |
| イベント趣旨・目的 |  |
| 取消理由 |  |